



1. 日本企業も要注意！欧州で加速する企業のサステナビリティ対応・開示の法制化

【ポイント】

- 2024年5月に承認されたEUの「サステナビリティデューデリジェンス指令（CSDDD）」は、内容・範囲ともに広範で、日本企業を含む世界の企業のサステナビリティ行動に大きな影響を及ぼすものとして注目されている。
- EU域内で活動する一定規模以上のすべての企業が対象であり、日本企業も例外ではない。人権侵害・環境破壊を防ぐ観点から、リスクの特定・予防・対応・開示といった「デューデリジェンス」行動が義務付けられる。
- 早ければ2027年、遅くとも2029年には日本企業を含めて義務化見込みであり、対応には迅速性が求められる。EUでの開示は、「サステナビリティ報告指令（CSRD）」を軸に発せられた様々な法令等との整合性にも留意が必要。
- さらに、同種の規制が日本市場に導入される可能性を視野に入れておくことも重要。

企業のサステナビリティ行動に大きな影響を及ぼすEU「サステナビリティデューデリジェンス指令」

EUは、2050年までのカーボンニュートラル達成を目標とする新成長戦略「欧州グリーンディール」を掲げています。近年、その一環で、企業の環境・社会といったサステナビリティ課題への対応や開示を義務付ける法制化が急速に進展しています。2024年5月末には、[ESGレター第45号](#)でお伝えした、EU「サステナビリティデューデリジェンス指令」（CSDDD）が最終承認されました。この指令は、内容・範囲が広範で、日本企業を含む世界の企業のサステナビリティ行動に大きな影響を及ぼす可能性が高く、世界から注目されています。

日本企業も要注意：グローバル企業も照準に

CSDDDでは、人権侵害および環境破壊を防ぐ観点から、リスクの特定・予防・対応・開示といった「デューデリジェンス」（DD）行動が義務付けられます。

企業にサステナビリティ行動を促す事実上の強制力を内包しているため、留意が必要です。EU域内で活動する一定規模以上のすべての企業が対象です。[日本企業を含むEU域外企業も、域内純売上高が4.5億ユーロ以上といった条件を満たす場合、適用対象です。](#)さらに、対象企業は取引先にも同様の対応を要求する必要があることから、適用対象でない日本企業であっても、取引先から間接的に行動が強制

される可能性があります。

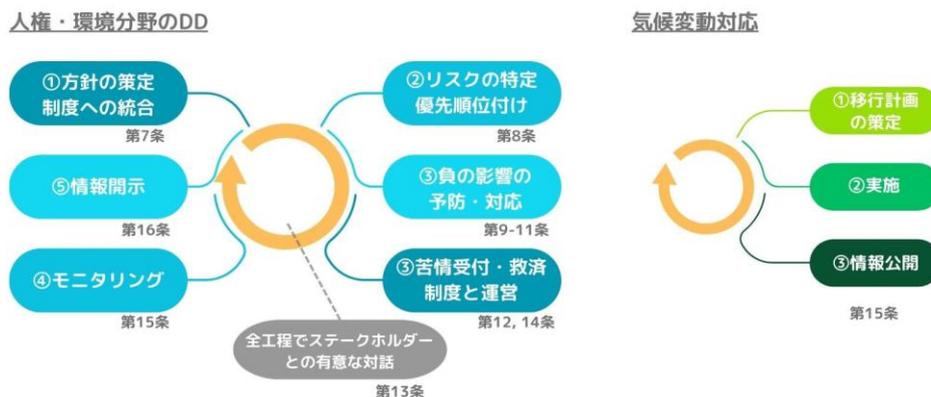
法令の適用は、企業規模により異なりますが、早ければ2027年、遅くとも2029年までに始まります。違反した場合の罰金は、最大で全世界の年間純売上高の5%とされており、甚大な影響になるおそれがあります。

内容も範囲も広いCSDDDの要求事項

CSDDDが企業に義務付ける主な事項は図1のとおりです。日本企業がこれまで一般的に行ってきた人権DDや環境DDと比べて、「更に一段上の対応」が求められていると言えます。主なポイントは以下のとおりです。

- ✓ **対応範囲の広さ**：人権侵害及び環境破壊防止のための方針策定から、リスクの特定、予防措置や対応の実施、開示、モニタリングといった幅広いDD行動が義務化。実施範囲も上流・下流を含むサプライチェーン全体と広範。さらに、[パリ協定の1.5℃目標に適合した気候変動緩和のための移行計画](#)の実施も要求されている。
- ✓ **対応の実効性、開示の具体性**：方針を社内ガバナンス・リスク管理制度に組み込み、事業実施上での対応を含めた全社的対応が求められている。開示も、具体性が求められる。例えばマテリアリティの判断過程やその理由、実際の事案への対応実績数や内容などの開示が必要。

図1 CSDDDが企業義務付ける主な事項



迅速性・具体性が求められる日本企業の対応

こうした要求事項に応えるには、相応のリソースを要します。対応には2~4年程要するとも言われており、**欧州との接点が多い企業は速やかに検討に着手することが肝要**です。

当社が、CSDDDが直接適用される可能性のある日本企業を独自に調べたところ、**要求事項への対応が十分でないと考えられる企業が少なくない**ことが分かりました。例えば、以下のような不足が見られ、今後、対応が必要と考えられます。

- ✓ **組織横断的・包括的な対応**：例えば、鉱物資源調達上の人権、環境対応はできているが、本社でのリスク特定、対応ができていない、など。一部の課題、部署、制度にとどめず、広い視点をもってリスクを洗い出し、組織横断的な制度の構築・運営を目指すことが求められる。
- ✓ **意味あるステークホルダー対話**：法令は、企業活動の影響を受け得るステークホルダーとの実質的な対話の実施を求める。海外サプライチェーン上では難しく、多くの日本企業が専門家対話で済ませているが、少なくとも代弁者（労組・NGO等）との対話をDDの全過程で実施することが重要。これを通じた情報収集が機能することは、企業のリスク対応力の観点からも重要なメルクマールとなる。
- ✓ **具体的な対応と開示**：例えば、多くの日本企業で苦情・救済制度の設置が進んでいるものの、法令は実質的なアクセス可能性の担保（物理アクセス、言語など）、詳細手続きや制度の運営状況（件数や対応状況）等への具体的な開示も求めており、できているのは少数。

投資家が注目：日本企業のリスク対応力

既述のとおり、CSDDDは世界の企業にサステナビリティ行動を促す強制力を内包しており、投資家は、今後の影響の広がりにも注目しています。日本でも、2024年3月の参院予算委員会で、岸田首相が人権DDの法制化の可能性を含む「更なる政策対応」の検討に言及するなど、類似の法制が日本に導入される可能性も否定はできません。

このような中、投資家は、日本企業が、急速に広がるサステナビリティ法制に遅延なく対応ができるか注視するとともに、対話による後押しを拡大する見込みです。その際、投資家が注目している主な点は以下となります（関連情報は下方コラムもご参考）。

第一に、企業がCSDDDを含めた世界各国の法制状況の全容を把握し、自社のマテリアリティを判断し行動できているか。例えばEUには、CSDDDの他、森林保全や強制労働防止のような特定テーマを扱う法令を含め、様々なサステナビリティ関連法令が存在し、これらへの対応を基に「サステナビリティ報告指令(CSRD)」に基づく開示が求められます。今後の立法も含め、継続的な情報収集と関連法案同士のセット対応が不可欠です。

第二に、迅速性なPDCAサイクル。最初から完璧な制度を作り、「ゼロリスク」を目指すことは不可能です。まずは、自社のビジネスモデルなどを勘案して広い視点でリスクを洗い出す。ロジカルにマテリアリティ判断・優先順位付けを行い、対応に着手する。PDCAを回し、漸次対応を拡充・改善していく。日本企業がこのようなステップを迅速に踏めるか、リスク対応力という観点からも注目されています。

【コラム】人権デューデリジエンス対応において投資家が注目するポイント

2024年5月、ILO駐日事務所から「[機関投資家向け『ビジネスと人権』ガイド 投資行動で人権尊重に取り組むためのWhat、Why、How](#)」が発表されました。ビジネスと人権の観点から「責任ある企業行動」を促す投資環境とは何かを考え、行動するための視点や例を紹介しています。投資家によるエンゲージメントのポイントを含め、企業にとっても参考になる視点が紹介されており、多くの日本企業で広く参照され、アクションが広がることが期待されています。

本件は、同事務所が経済産業省のプロジェクトの一環で作成したもので、当社人員も他の機関投資家とともに作業部会にメンバーとして参加し、作成に協力しました。



- ✓ 当資料は内外の債券、株式、為替市場等に関する情報提供を行うためのものです。予め特定の方角や対応を推奨する目的のものではありません。
- ✓ これらの市場を投資対象とする商品、手法等は、投資対象国・地域等の経済状況や金融資本市場の動向、また有価証券等の発行者の経済活動等の変化を背景に、投資対象資産の価格が変動し、その下落により損失を被るおそれがあるほか、投資元本を割り込むリスクがあります。詳しくは各商品の商品説明資料をご確認ください。
- ✓ これらの市場を投資対象とする商品、手法等は、お客様に手数料等をご負担いただきますが、手数料等の種類ごとの金額及びその合計額については具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。
- ✓ これらの市場を投資対象とする商品、手法等の商品説明資料に記載されたシミュレーションやバックテスト等は、参考データをご提供する目的で作成したものであり、将来の利回りを保証するものではありません。
- ✓ 市場見通し等は、お客様の運用方針や投資判断等の参考となる情報の提供を目的としたものです。実際の投資等に係る最終的な決定は、お客様ご自身のご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。
- ✓ 当資料に記載された市場を投資対象とする運用商品、手法等は、リスクを含みます。運用実績は市場環境等により変動し、運用成果（損益）は全て投資家の皆様のものとなります。元本が保証された商品、手法ではありません。
- ✓ 当資料は、現時点で信頼できると考えられる情報を基に作成しておりますが、情報の正確性や完全性を保証するものではありません。
- ✓ 当資料に関わる一切の権利は、引用部分を除き弊社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部または全部の無断での使用・複製は固くお断り致します。
- ✓ 当資料に掲載したインデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、当該インデックスの公表元またはその許諾者に帰属します。